

大阪市営住宅附帯駐車場を使用した
時間貸駐車場・月極貸駐車場・カーシェアリング事業者
募集要項

令和 8 年 8 月
大阪市 都市整備局

目 次

	ページ
1 公募物件について -----	1
2 応募資格要件 -----	1
3 使用許可にあたっての条件等 -----	2
4 応募申込手続 -----	3
5 価格提案書の提出及び審査 -----	5
6 使用許可申請手続 -----	7
7 予定事業者の決定の取消 -----	8
8 その他 -----	8
9 本件募集に関する問合せ先 -----	8
本件公募事務手続の流れ -----	9

(様式1) 応募申込書

(様式2) 誓約書

(様式3) 質疑書

(様式4) 価格提案書

(様式5) 委任状

(様式6) 担当者名簿(予定)

(様式7) 事業スケジュール案

(別添資料)

- ・ 公募物件一覧表
- ・ 駐車場詳細図
- ・ 行政財産使用許可申請書
- ・ 大阪市行政財産使用許可書
- ・ 用途及び使用条件

大阪市都市整備局が行う時間貸駐車場・月極貸駐車場・カーシェアリング事業者（以下「事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

1 公募物件について

別紙「公募物件一覧表」のとおり（物件番号 1～5、全 1108 区画）

※募集は、今後予告なしに中止する場合があります。

※物件番号単位で募集します。

※物件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項及び大阪市財産条例（昭和 39 年条例第 8 号）の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）をします。

※使用部分及び運用予定範囲については、別添駐車場詳細図を参照してください。（図面に記載されている個別の指示・条件についても漏れなく確認してください。）

※公募物件は現状有姿にて使用許可するものであり、事業者の責任において現地状況及び周辺の交通状況・規制等をご確認の上、応募してください。なお、別添駐車場詳細図と現地状況が相違する場合は、現地状況が優先します。

※最低使用料には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は、使用料に消費税等が加算されます。なお、使用期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人ないし個人に限り応募することができます。

- （1）本募集要項に抵触する利用を計画していないこと。
- （2）成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- （3）時間貸駐車場事業に使用する者は、時間貸駐車場運營業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3 年以上の実績を有している者であること。
- （4）月極貸駐車場事業に使用する者は、月極貸駐車場運營業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3 年以上の実績を有している者であること。
- （5）カーシェアリング事業に使用する者は、道路運送法第 80 条、同法施行規則第 52 条に定める自家用自動車の有償貸渡しの許可を得ているもので、令和 8 年 8 月 1 日現在で、カーシェアリング事業を 10 箇所（ステーション）以上かつ 20 台以上運営している実績を有している者であること。
- （6）国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納がないこと。
- （7）大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- （8）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- （9）本市が実施した行政財産の使用許可にかかる事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから 2 年を経過しない者でないこと。

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 使用許可にあたっての条件等

使用許可にあたっては、別添「大阪市行政財産使用許可書」に記載の条件を付しますので、ご確認の上、応募ください。

使用許可の期間は、令和8年11月1日から令和9年3月31日までとなりますが、使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けようとするときは、使用期間満了日の30日前までに、書面にて申請をしてください。なお、使用許可を受けられる期間は1年間とし、かつ、その使用期間満了日は、下表に掲げる物件ごとの最終期間満了日を経過しない日とします。ただし、引き続きの使用許可申請があった場合でも、本市の施策上の理由等により不許可とする場合や1年間に満たない期間での使用許可となる場合があります。

引き続き使用の許可を受けようとするときは、本要項を遵守してください。

また、使用許可後に本市施設の維持管理のために本市工事を実施するにあたり、物件が支障となることを理由として、本市又は本市が指定する者（以下「本市等」という。）から使用許可中に物件の一時的な使用を求められた場合、本市工事に必要な範囲を当該工事等を使用させることとしてください。現時点で今年度中に本市工事計画がある物件ごとの駐車場は、次表のとおりですが、これら以外の駐車場においても使用期間中に本市工事を実施する場合がありますので、あらかじめご了承ください。具体的な範囲及び期間については、工事の実施が確定後、本市等より随時通知します。

（参考）使用期間（1年間）内の本市工事により使用ができなくなった区画の割合

0.001～0.028%、平均0.011%（直近5年実績）

※上記割合の計算式：（本市使用区画数×本市使用日数）／（許可区画数×許可日数）、小数点第4位以下四捨五入

物件番号	最終期間満了日	今年度中に本市工事計画がある駐車場
1	令和 13 年 10 月 31 日 ただし、「1-②：中津第 2」は 令和 12 年 10 月 31 日、 「1-③：緑」は 令和 11 年 10 月 31 日	「1-③：緑」区画数：1 区画、期間：約 10 日間 「1-⑯：下新庄 4 丁目」区画数：5 区画、 期間：約 10～20 日間
2	令和 13 年 10 月 31 日 ただし、「2-⑦：清水」は 令和 11 年 10 月 31 日、 「2-③：相川」は 令和 10 年 10 月 31 日	「2-①：御幣島東 2」区画数：4 区画、 期間：約 10 日間 「2-⑤：北江口第 2-3」区画数：5 区 画、期間：約 10 日間
3	令和 13 年 10 月 31 日 ただし、「3-⑤：浪速東第 2-2」、「3- ⑫：浅香一第 2」、「3-⑭：浅香一第 16」は 令和 12 年 10 月 31 日、 「3-⑩：出城」は 令和 10 年 10 月 31 日	「3-⑮：南住吉第 9」区画数：3 区画、 期間：約 10 日間 「3-⑯：我孫子西」区画数：4 区画、期 間：約 20 日間
4	令和 13 年 10 月 31 日	「4-⑭：東長居」区画数：1 区画、期間： 約 10 日間 「4-⑰：浪速第 7-3」区画数：5 区画、 期間：約 10～20 日間
5	令和 13 年 10 月 31 日 ただし、「5-⑬：瓜破 2 丁目」は 令和 11 年 10 月 31 日	「5-⑧：長吉長原西-1」区画数：7 区 画、期間：約 10～20 日間 「5-⑨：長吉六反第 1-2」区画数：3 区 画、期間：約 10 日間 「5-⑪：長吉長原東-3」区画数：6 区 画、期間：約 10～20 日間

本市等の一時的な使用については、使用許可の変更は行わず、これにより使用者に生じた損失につ
いては、本市は補償しません。

4 応募申込手続

(1) 必要書類

① 応募申込書（様式 1）両面印刷にすること

※ ホームページから表面と裏面を別々に印刷した場合は、必ず実印で割印すること。

② 誓約書（様式 2）両面印刷にすること

※ ホームページから表面と裏面を別々に印刷した場合は、必ず実印で割印すること。

③ <法人> 印鑑証明書

<個人> 印鑑登録証明書

- ④ <法人> 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限る。）

<個人> 住民票の写し

※ ③及び④については、発行後3か月以内のものに限ります。

- ⑤ 国税の未納の税額がないことの証明書の写し

※ 国税は納税証明書（その3の3）に限ります。

- ⑥ 大阪市税又は大阪市内に本社・事業所等がない場合には本社所在地における市町村税（個人又は法人等の市民税、固定資産税、都市計画税（土地・建物））の未納の税額がないことの証明書の写し

- ⑦ 事業概要（任意様式で可）

<法人> (ア) 会社概要等（創業日、事業内容、実績等がわかるもの）

(イ) 直近の貸借対照表、損益計算書

<個人> (ア) 創業日、事業内容、実績等がわかるもの

(イ) 直近年分の所得税確定申告書の写し

- ⑧ 土地利用計画図（任意様式で可）

各駐車場ごとに土地利用計画案について、少なくとも、各用途（時間貸・月極貸・カーシェアリング）の運営予定区画及び時間貸の運営方式（例：フラップ式、ゲート式など）が確認できるものであれば可とし、その他（機材・看板等の配置レイアウトなど）の記載は任意とする。

※なお、本図面で示す土地利用計画案については、予定事業者として決定後に、本市と協議の上、変更することができる。

（注）本市が応募の受付に際し取得する個人情報、物件の使用許可関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、大阪市個人情報保護条例により制限されています。

同一物件で時間貸駐車場事業とカーシェアリング事業を併用して行う場合、各事業者が同一グループに所属しており、事業者名が各々異なる場合でも申し込みを可能とします。

この場合、上記①②及び⑧並びに価格提案書は連名での記載を必要とします。③～⑦は事業者ごとに必要です。

予定事業者として決定した場合には、事業者の概要・組織図等の提出を求めます。また、使用料の按分はできませんので納入通知書に記載する住所及び送付先は、いずれか代表となる事業者とします。

（2）申込手続

受付期間内に、申し込みに必要な書類を次の受付場所に直接持参してください。（郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）

また、応募受付期間外や書類不備等がある場合の受付は一切行いません。

<応募申込書の受付期間>

令和8年8月24日（月）から令和8年9月9日（水）まで

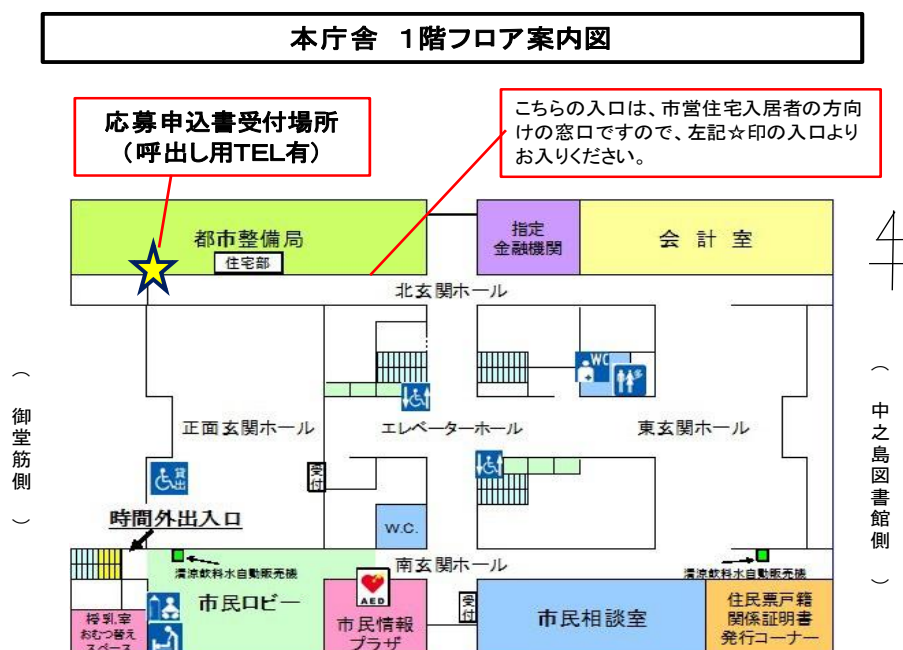
午前9時30分～正午、午後1時～午後5時（土・日・祝日は受付を行いません。）

<応募申込書の提出（持参）場所>

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所 本庁舎1階）

大阪市都市整備局住宅部執務室（次の図☆印を参照）

※呼出し用TELにて、内線 9272 へ架電の上、「コインパーキング応募のため来庁した」旨をお伝えください。



(3) 応募受付時に交付する書類

- ①応募申込受付証（受付印を押印したもの）
- ②価格提案書の記載についての注意事項

(4) 応募にあたっての留意事項

- ①価格提案審査後の使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- ②提出された応募申込書の内容が本募集要項に反する場合は受付を取り消します。
- ③応募受付以降に応募資格要件を満たさないことが判明した場合は、申込受付を取り消しますので価格提案を行うことはできません。

(5) 本募集要項に関する質問について

本募集要項に関する質問は、質疑書（様式3）にて、郵送又は電子メールにて提出してください。質疑書以外での質問は受け付けません。

質問に対する回答要旨は大阪市ホームページ「産業・ビジネス＞公売・市有財産の売払・貸付・使用許可＞市有財産の使用許可の公募＞事業者募集案件＞駐車場・平面利用」に掲載します。

質問受付期間 令和8年8月21日（金）から令和8年8月31日（月）午後5時30分まで

電子メール送信先 ka0079@city.osaka.lg.jp（大阪市都市整備局住宅部管理課（企画））

郵送の場合は、上記の質問受付期限までに必着とします。

質問回答予定 令和8年9月7日（月）午後3時頃（予定）

5 価格提案書の提出及び審査

(1) 価格提案書の提出及び審査の日時

令和8年9月11日（金）

入室可能時刻：午後1時～

価格提案書提出可能時刻：午後1時～午後1時30分

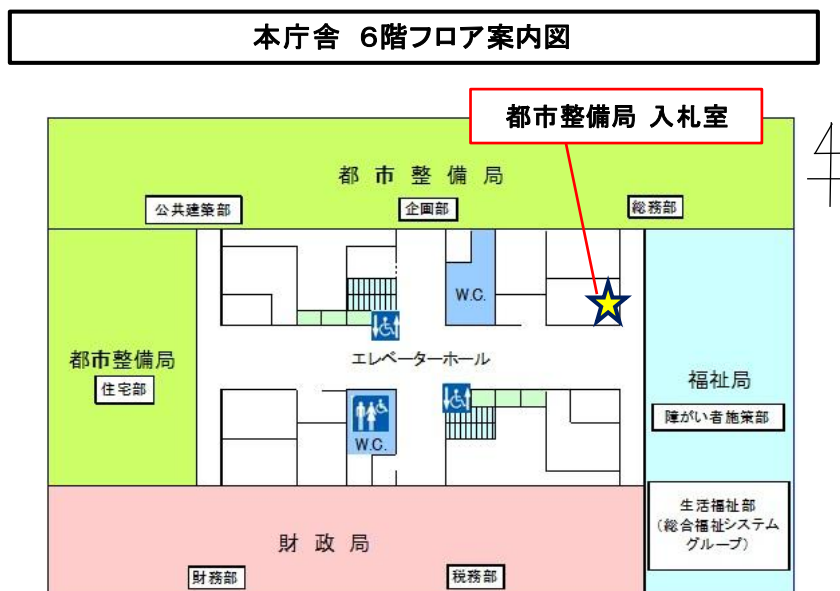
価格提案審査開始時刻：午後 1 時 30 分～

※審査終了後、予定事業者の方に使用許可申請手続等について説明を行います。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号（大阪市役所 本庁舎 6 階）

大阪市都市整備局 入札室（次の図を参照）



(3) 提出書類等（①～④を当日持参すること）

① 応募申込受付証（応募申込時に交付したもの）

※原本以外の提出など、不備等がある場合には価格提案を行うことはできません。

② 価格提案書（様式 4）

③ 委任状（様式 5）（代理人により応募しようとする場合）

④ 実印（代理人により応募しようとする場合は委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）

(4) 価格提案書の提出方法

- ・ 応募資格者は、記載例を参考に価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印（実印又は委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）の上、入札箱に投函してください。
- ・ 応募は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は月額使用料（税抜き）を記載してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引替え又は撤回をすることはできません。

(7) 価格提案審査

- ① 価格提案審査は、価格提案書の投函締切後直ちに応募資格者立ち会いのもとで行います。
- ② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格提案審査に関係のない本市職員を立ち合わせます。
- ③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申立てることはできません。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 最低使用料を下回る価格によるもの。
- ② 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ③ 指定の日時までに提出しなかったもの。
- ④ 応募資格者の記名押印（実印又は委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）がないもの。
- ⑤ 所定様式の価格提案書を用いず、価格提案したもの。
- ⑥ 同一物件について応募資格者又は代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑦ 同一物件について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
- ⑧ 同一物件について他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
- ⑨ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑪ 価格提案に関し、不正な行為を行った者が価格提案したもの。
- ⑫ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(9) 予定事業者の決定

予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で、かつ、最高の価格をもって有効な価格提案を行った者としてします。なお、予定事業者に決定した者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可申請手続の説明を行います。

(10) くじによる予定事業者の決定

最高額となる価格提案をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより予定事業者を決定します。この際に、価格提案書に押印した印鑑が必要です。

当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格提案審査に関係のない本市職員）が応募資格者にかわってくじを引き、予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

予定事業者を決定したときは、予定事業者名及び決定価格、並びに予定事業者以外の応募者名及び応募価格の発表を行います。予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募資格者に公表します。

審査決定後の問合せに対しては、予定事業者名及び決定金額を回答するとともに、ホームページに予定事業者名（個人の場合は予定事業者名のみ）及び決定金額を掲載します。

(12) 価格提案審査の中止等

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがあります。

6 使用許可申請手続

価格提案審査の結果、予定事業者に決定した事業者は、下記書類を提出期限までに提出してください（使用許可は応募申込書に記載された名義あてに行います）。

<提出書類>（提出期間：令和8年9月14日（月）から令和8年9月25日（金）まで

- ① 担当者名簿（様式6）

- ② スケジュール（様式 7）
- ③ 行政財産使用許可申請書・・・価格提案審査終了後、様式を配布します。
- ④ 事業確定図面・・・各用途（時間貸・月極貸・カーシェアリング）の運営予定区画及び時間貸の運営方式
（例：フラップ、ゲート式など）のほか、運用予定範囲の内外に関わらず、全ての設置機材等を
配線も含めて漏れなく記載すること。事業開始までに変更があった場合は速やかに差し替えること。
- ⑤ 各住宅自治会等への事業説明に係る資料・・・価格提案審査終了後、標準文例を配布します。

7 予定事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、予定事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可申請手続きに応じなかった場合。
- ② 予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- ③ 不正の手段をもって価格提案をした場合。
- ④ その他予定事業者が物件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

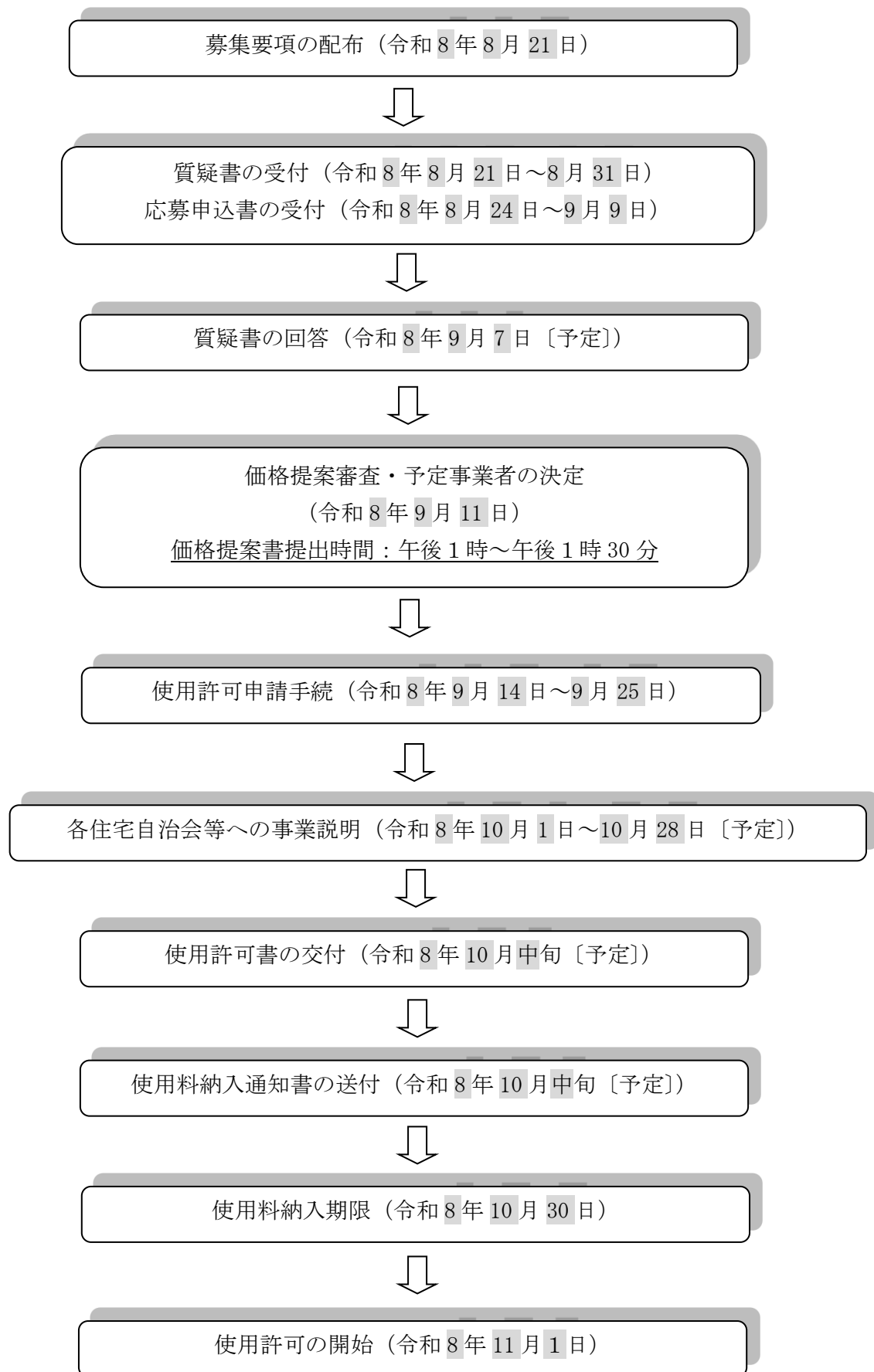
8 その他

- ・使用許可申請手続きに関する一切の費用については、予定事業者の負担となります。
- ・前記 7 により予定事業者の決定を取り消した場合や、本市への報告文書等に虚偽の内容のあることが判明した場合は、今後、本市が実施する同種の公募案件への参加に制限が課される場合がありますのでご注意ください。

9 本件募集に関する問合せ先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号（大阪役所 本庁舎 1 階）
大阪市都市整備局住宅部管理課（企画グループ） 電話：(06) 6208-9272
開庁日 月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
閉庁日 土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

< 本件公募事務手続の流れ >



令和 年 月 日

応募申込書

大阪市長 横山 英幸 様

募集要項の各条項を承知の上、「大阪市営住宅附帯駐車場を使用した時間貸駐車場・月極貸駐車場・カーシェアリング事業者募集」について、次に掲げる事項を誓約した上で、次のとおり申し込みます。

- (1) 本募集要項に抵触する利用を計画していないこと。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 時間貸駐車場事業に使用する者は、時間貸駐車場運營業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (4) 月極貸駐車場事業に使用する者は、月極貸駐車場運營業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (5) カーシェアリング事業に使用する者は、道路運送法第80条、同法施行規則第52条に定める自家用自動車の有償貸渡しの許可を得ているもので、令和8年8月1日現在で、カーシェアリング事業を10箇所（ステーション）以上かつ20台以上運営している実績を有している者であること。
- (6) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納がないこと。
- (7) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (9) 本市が実施した行政財産の使用許可にかかる事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- (10) 募集要項の各条項を十分承知の上で応募すること。

なお、「応募価格」及び「応募者名」（個人の場合は決定事業者名のみ）を公表することに同意します。

1 申込者 住 所
氏 名 印
(名称及び代表者氏名)
生 年 月 日
電 話 番 号

実印

年 月 日生

2 応募物件

申込み欄に○を記入してください。

物件 番号	公募物件	申込み
1	鶴見2駐車場外 14 件	
2	御幣島東2駐車場外 14 件	
3	南住吉第9－3駐車場外 19 件	
4	田島駐車場外 19 件	
5	西喜連第3駐車場外 15 件	

3 添付書類

① 誓約書

② <法人>印鑑証明書

<個人>印鑑登録証明書

③ <法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります。）

<個人>住民票の写し

※ ②③については発行後 3 か月以内のものに限ります。

④ 国税の未納の税額がないことの証明書の写し

※ 国税は納税証明書（その 3 の 3）に限ります。

⑤ 大阪市税又は大阪市内に本社・事業所等がない場合には本社所在地における市町村税（個人又は法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・建物））の未納の税額がないことの証明書の写し

⑥ 事業概要

<法人>（ア）会社概要等（創業日、事業内容、実績等がわかるもの）

（イ）直近の貸借対照表、損益計算書

<個人>（ア）創業日、事業内容、実績等がわかるもの

（イ）直近年分の所得税確定申告書の写し

⑦ 土地利用計画図

各駐車場ごとの土地利用計画案について、少なくとも、各用途（時間貸・月極貸・カーシェアリング）の運営予定区画及び時間貸の運営方式（例：フラップ式、ゲート式など）が確認できる計画図（例 各種レイアウト（工作物を含む。））を図示してください。

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

住 所

氏 名 印

(名称及び代表者名)

実 印

生 年 月 日

年 月 日生

電 話 番 号

誓 約 書

私は、本市が大阪市暴力団排除条例に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知した上で、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の行政財産の使用に際して、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

(使用財産の表示) : ○○駐車場外□件・●●駐車場外■件

-
- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、本市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
 - 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が本市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
 - 4 私が本誓約書 1 に該当する事業者であると本市が大阪府警察本部から通報を受け、又は本市の調査により判明した場合は、本市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第 3 条 条例第 2 条第 3 号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第 1 号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(様式 3)

質 疑 書

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

住所

氏 名

(名称及び代表者氏名)

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電話番号

メールアドレス

質疑内容			
(記入例：募集要項	P	番号	の〇〇〇〇について)

価 格 提 案 書

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市営住宅附帯駐車場を使用した時間貸駐車場・月極貸駐車場・カーシェアリング事業者募集において、次の金額により使用事業者として使用許可を希望します。

住 所

氏 名

印

物件番号 (必ず記載してください)	応 募 価 格 (円)					

- ☐ 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- ☐ 応募価格は、月額使用料（税抜き）とします。
※実際の使用料は応募価格に消費税等を加算した金額となります。
- ☐ 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」をつけてください。
- ☐ 複数応募する場合は、適宜複写してください。
- ☐ 応募者本人が押印する場合は実印を押印してください。
- ☐ 代理人により応募する場合は、応募者の住所・氏名とともに代理人の氏名を記載し、代理人の印鑑を押印してください。（委任状も投函すること。）

< 記載例① >

会社A（法人）代表者名で価格提案書を
提出する場合の記入例

価格提案書

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市営住宅附帯駐車場を使用した時間貸駐車場・月極貸駐車場・カーシェアリング事業者
募集において、次の金額により使用事業者として使用許可を希望します。

住 所 <会社Aの住所>

株式会社A

氏 名 代表者 ○○○○

法人
実印

価格提案を行う物件番号

金額の前に
留印

応募者本人が押印する
場合は実印を押印
してください。

物件番号 (必ず記載してください)	応 募 価 格 (円)							
1	¥	1	2	3	4	5	6	7

- ☐ 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- ☐ 応募価格は、月額使用料（税抜き）とします。
※実際の使用料は応募価格に消費税等を加算した金額となります。
- ☐ 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」をつけてください。
- ☐ 複数応募する場合は、適宜複写してください。
- ☐ 応募者本人が押印する場合は実印を押印してください。
- ☐ 代理人により応募する場合は、応募者の住所・氏名とともに代理人の氏名を記載し、代理人の印鑑を押印してください。（委任状も投函すること。）

※金額欄訂正の場合は、誤った数字だけでなく、金額すべてを訂正し訂正印を押印してください。

【例】 1,235 円 を 1,335 円と訂正する場合

¥1,335

(正) ¥1,235

印

(誤) ¥1,235

印

< 記載例② >

価 格 提 案 書

会社A（法人）代表者より委任を受けた
社員（大阪太郎）が価格提案書を提出する
場合の記入例
（※併せて「委任状」も必要です。）

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市営住宅附帯駐車場を使用した時間貸駐車場・月極貸駐車場・カーシェアリング事業者
募集において、次の金額により使用事業者として使用許可を希望します。

住 所 <会社Aの住所>

株式会社A 代表者 ○○○○

価格提案を行う物件番号

氏 名 上記代理人 大阪 太郎

代理人
の認印

物件番号 (必ず記載してください)	金額の前に 留印							代理人 の認印
	応 募 価 格 (円)							
1	¥	1	2	3	4	5	6	7

代理人が押印する
場合は委任状に押
印している代理人
の印鑑を押印して
ください。

- ☐ 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- ☐ 応募価格は、月額使用料（税抜き）とします。
※実際の使用料は応募価格に消費税等を加算した金額となります。
- ☐ 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」をつけてください。
- ☐ 複数応募する場合は、適宜複写してください。
- ☐ 応募者本人が押印する場合は実印を押印してください。
- ☐ 代理人により応募する場合は、応募者の住所・氏名とともに代理人の氏名を記載し、代理人の印鑑を押印してください。（委任状も投函すること。）

※金額欄訂正の場合は、誤った数字だけでなく、金額すべてを訂正し訂正印を押印してください。

【例】 1,235 円 を 1,335 円と訂正する場合

¥1,335
(正) ¥1,235
印

3
(誤) ¥1,235
印

委 任 状

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

(委任者) 住 所

氏 名

実印

(名称及び代表者氏名)

下記の者を代理人と定め、「大阪市営住宅附帯駐車場を使用した時間貸駐車場・月極貸駐車場・カーシェアリング事業者募集」への応募に係る一切の権限を委任します。

(受任者) 住 所

氏 名

印

電話番号

< 記載例 >

委 任 状

会社A（法人）代表者より、社員（大阪太郎）が委任を受ける場合の記載例

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

（委任者） 住 所

<会社Aの所在地>

氏 名

(名称及び代表者氏名)

株式会社A

代表者 ○○ ○○

法人
実印

下記の者を代理人と定め、「大阪市営住宅附帯駐車場を使用した時間貸駐車場・月極貸駐車場・カーシェアリング事業者募集」の応募に係る一切の権限を委任します。

（受任者） 住 所

<大阪 太郎の勤務地>

氏 名

電話番号

大阪 太郎

○○-○○○○-○○○○

代理人
の認印

担 当 者 名 簿

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(名称及び代表者氏名)

担当分野	担当者 (所属・氏名)	連絡先 (TEL)	統括 担当者
使用許可申請・地元（自治会）調整			
施設整備及び設備設置・工事			
維持管理（保守・修繕）			
維持管理（清掃・除草等）			
違法駐車・事故対応			
運営状況・使用料管理			
緊急時			

※予定されている運営体制を記入してください。

※「統括担当者」欄には、全般的事項について、本市との連絡窓口となる統括的な担当者を1名選任し、○印を記入してください。

※事業者として決定後に変更があれば適宜提出してください。

※上記の表により難しい場合は、別紙を添付してください。

事業者名

物件番号 1 鶴見 2 駐車場外14件

No.	駐車場名称	行政区	構造	用途指定	供用 区画数	(参考) 既設／新增設の内訳				開設工事期間 (予定)	開業日 (予定)
1-①	鶴見 2	鶴見	平面	時間貸	7区画	既設	7	/新增設		～	
1-②	中津第 2	北	平面	時間貸	5区画	既設	5	/新增設		～	
1-③	緑	鶴見	平面	時間貸	6区画	既設	6	/新增設		～	
1-④	加島南第 4	淀川	平面	時間貸	28区画	既設	28	/新增設		～	
1-⑤	高見 4 1	此花	平面	月極貸	8区画	既設	3	/新增設	5	～	
1-⑥	西島 2 2	此花	自走式	時間貸	8区画	既設	8	/新增設		～	
1-⑦	西島東 2 - 1	此花	平面	時間貸	9区画	既設	9	/新增設		～	
1-⑧	長柄中	北	平面	時間貸	31区画	既設	31	/新增設		～	
1-⑨	神崎橋 - 1	淀川	平面	時間貸	5区画	既設	5	/新增設		～	
1-⑩	西島東	此花	平面	時間貸	5区画	既設	5	/新增設		～	
1-⑪	西宮原 - 1	淀川	平面	月極貸	4区画	既設	4	/新增設		～	
1-⑫	茨田大宮第 3 - 2	鶴見	平面	時間貸	10区画	既設	10	/新增設		～	
1-⑬	菅原第 3	東淀川	平面	時間貸	17区画	既設	/新增設		17	～	
1-⑭	下新庄 4 丁目	東淀川	平面	時間貸	14区画	既設	/新增設		14	～	
1-⑮	南江口第 2	東淀川	平面	時間貸	20区画	既設	/新增設		20	～	
合計					177区画	既設	121	/新增設		56	

事業者名

物件番号2 御幣島東2 駐車場外14件

No.	駐車場名称	行政区	構造	用途指定	供用 区画数	(参考) 既設／新增設の内訳			開設工事期間 (予定)	開業日 (予定)
2-①	御幣島東2	西淀川	平面	時間貸	4区画	既設	4	/新增設	～	
2-②	長柄中-2	北	平面	月極貸	6区画	既設	6	/新增設	～	
2-③	相川	東淀川	平面	時間貸	15区画	既設	15	/新增設	～	
2-④	大桐2	東淀川	平面	時間貸	26区画	既設	26	/新增設	～	
2-⑤	北江口第2-3	東淀川	平面	時間貸	16区画	既設	16	/新增設	～	
2-⑥	御幣島東	西淀川	平面	時間貸	8区画	既設	8	/新增設	～	
2-⑦	清水	旭	平面	時間貸	10区画	既設	10	/新增設	～	
2-⑧	日之出北-2	東淀川	平面	時間貸	9区画	既設	9	/新增設	～	
2-⑨	日之出-第11	東淀川	自走式	時間貸	40区画	既設	40	/新增設	～	
2-⑩	豊里第2-19	東淀川	平面	時間貸	4区画	既設	4	/新增設	～	
2-⑪	小松	東淀川	平面	時間貸	33区画	既設	/新增設 33		～	
2-⑫	西淡路	東淀川	平面	時間貸	6区画	既設	/新增設 6		～	
2-⑬	淡路	東淀川	平面	時間貸	17区画	既設	/新增設 17		～	
2-⑭	東中島	東淀川	平面	時間貸	7区画	既設	/新增設 7		～	
2-⑮	豊新	東淀川	平面	時間貸	8区画	既設	/新增設 8		～	
合計					209区画	既設	138	/新增設 71		

事業者名

物件番号 3 南住吉第 9－3 駐車場外19件

No.	駐車場名称	行政区	構造	用途指定	供用 区画数	(参考) 既設／新增設の内訳				開設工事期間 (予定)	開業日 (予定)
3－①	南住吉第 9－3	住吉	平面	時間貸	6区画	既設	6	/	新增設	～	
3－②	三軒家－1	大正	平面	時間貸	4区画	既設	4	/	新增設	～	
3－③	日本橋西 2	浪速	自走式	時間貸	20区画	既設	20	/	新增設	～	
3－④	敷津東 1	浪速	自走式	時間貸	38区画	既設	38	/	新增設	～	
3－⑤	浪速東第 2－2	浪速	自走式	時間貸	35区画	既設	14	/	新增設 21	～	
3－⑥	西栄－2	浪速	平面	時間貸	5区画	既設	5	/	新增設	～	
3－⑦	矢田－西第 1	東住吉	平面	時間貸	11区画	既設	11	/	新增設	～	
3－⑧	岸之里 2	西成	平面	時間貸	3区画	既設	3	/	新增設	～	
3－⑨	出城東－第 1	西成	平面	時間貸	6区画	既設	6	/	新增設	～	
3－⑩	出城	西成	平面	時間貸	13区画	既設	13	/	新增設	～	
3－⑪	上住吉	住吉	平面	時間貸	11区画	既設	11	/	新增設	～	
3－⑫	浅香－第 2	住吉	平面	時間貸	12区画	既設	8	/	新增設 4	～	
3－⑬	南津守第 4	西成	平面	時間貸	11区画	既設	11	/	新增設	～	
3－⑭	浅香－第 1 6	住吉	平面	時間貸	15区画	既設	15	/	新增設	～	
3－⑮	南住吉第 9	住吉	平面	時間貸	7区画	既設	7	/	新增設	～	
3－⑯	我孫子西	住吉	平面	時間貸	4区画	既設		/	新增設 4	～	
3－⑰	日東 2	浪速	平面	時間貸	25区画	既設		/	新增設 25	～	
3－⑱	大浪橋	浪速	平面	時間貸	15区画	既設		/	新增設 15	～	
3－⑲	大浪橋	浪速	平面	時間貸	13区画	既設		/	新增設 13	～	
3－⑳	生野東 9	生野	平面	時間貸	5区画	既設		/	新增設 5	～	
合計					259区画	既設	172	/	新增設 87		

事業者名

物件番号 4 田島駐車場外19件

No.	駐車場名称	行政区	構造	用途指定	供用 区画数	(参考) 既設／新增設の内訳	開設工事期間 (予定)	開業日 (予定)
4-①	田島	生野	平面	時間貸	8区画	既設 8 / 新增設	～	
4-②	千本中	西成	平面	時間貸	6区画	既設 6 / 新增設	～	
4-③	大領東	住吉	平面	時間貸	5区画	既設 5 / 新增設	～	
4-④	泉尾	大正	平面	時間貸	8区画	既設 8 / 新增設	～	
4-⑤	矢田住道第2	東住吉	平面	時間貸	8区画	既設 8 / 新增設	～	
4-⑥	生野東1 1	生野	平面	時間貸	12区画	既設 12 / 新增設	～	
4-⑦	長橋第4-第2	西成	平面	時間貸	24区画	既設 24 / 新增設	～	
4-⑧	出城第1	西成	平面	時間貸	9区画	既設 9 / 新增設	～	
4-⑨	ひらき西-第2	西成	平面	時間貸	10区画	既設 8 / 新增設 2	～	
4-⑩	出城西-1	西成	平面	時間貸	11区画	既設 11 / 新增設	～	
4-⑪	出城西-2	西成	平面	時間貸	12区画	既設 12 / 新增設	～	
4-⑫	松之宮-第2	西成	平面	時間貸	11区画	既設 11 / 新增設	～	
4-⑬	南住吉第4	住吉	平面	時間貸	8区画	既設 8 / 新增設	～	
4-⑭	東長居	住吉	平面	時間貸	11区画	既設 11 / 新增設	～	
4-⑮	長橋第5	西成	自走式	時間貸	36区画	既設 36 / 新增設	～	
4-⑯	平林南第2	住之江	平面	時間貸	5区画	既設 / 新增設 5	～	
4-⑰	浪速第7-3	浪速	平面	時間貸	5区画	既設 / 新增設 5	～	
4-⑱	西栄-3	浪速	平面	時間貸	20区画	既設 / 新增設 20	～	
4-⑲	北開・中開東	西成	平面	時間貸	18区画	既設 / 新增設 18	～	
4-⑳	中加賀屋8	住之江	平面	時間貸	3区画	既設 / 新增設 3	～	
合計					230区画	既設 177 / 新增設 53		

事業者名

物件番号 5 西喜連第 3 駐車場外15件

No.	駐車場名称	行政区	構造	用途指定	供用 区画数	(参考) 既設／新增設の内訳			開設工事期間 (予定)	開業日 (予定)
5-①	西喜連第 3	平野	平面	時間貸	11区画	既設	11	/新增設	～	
5-②	加美正覚寺東-3	平野	自走式	時間貸	32区画	既設	32	/新增設	～	
5-③	瓜破東第 2	平野	平面	時間貸	12区画	既設	12	/新增設	～	
5-④	瓜破東第 2-4	平野	平面	時間貸	8区画	既設	8	/新增設	～	
5-⑤	西喜連第 4-2	平野	平面	時間貸	16区画	既設	16	/新增設	～	
5-⑥	西喜連第 5-4	平野	平面	時間貸	38区画	既設	21	/新增設 17	～	
5-⑦	瓜破東第 2-2・3	平野	平面	時間貸	8区画	既設	8	/新增設	～	
5-⑧	長吉長原西-1	平野	平面	時間貸	16区画	既設	16	/新增設	～	
5-⑨	長吉六反第 1-2	平野	平面	時間貸	24区画	既設	24	/新增設	～	
5-⑩	瓜破東第 2-5	平野	平面	時間貸	5区画	既設	5	/新增設	～	
5-⑪	長吉長原東-3	平野	平面	時間貸	14区画	既設	14	/新增設	～	
5-⑫	西喜連第 5-7	平野	平面	時間貸	5区画	既設	5	/新增設	～	
5-⑬	瓜破 2 丁目	平野	平面	時間貸	23区画	既設	23	/新增設	～	
5-⑭	加美北	平野	平面	時間貸	5区画	既設	5	/新增設	～	
5-⑮	長吉出戸西 5	平野	平面	時間貸	5区画	既設		/新增設 5	～	
5-⑯	長吉六反第 1	平野	自走式	時間貸	11区画	既設		/新增設 11	～	
合計					233区画	既設	200	/新增設 33		